

子育て対応改修工事に係る住宅リフォーム税制の延長

<改正のポイント>

1. 趣旨・背景

子育てに対応した住宅へのリフォームを支援し、子育て世代の居住環境の改善の観点から、子育て世帯及び若者夫婦世帯が行う一定の子育て対応改修工事に係る特例措置について、2024(令和6)年限りの措置とした特例措置を1年間の時限的な措置として延長される。

2. 内容

既存住宅に係る子育て対応改修工事をした場合の所得税額の特別控除の適用期限が2025(令和7)年12月31日まで1年間延長される。

3. 適用時期

特例対象個人が一定の子育て対応改修工事をして、2025(令和7)年1月1日から同年12月31日までの間に居住の用に供した場合を適用対象とされる。

1. 改正の趣旨・背景

わが国の2022年の出生数は約77万人と過去最低であり、少子化は危機的な状況を迎えている。理想のこども数を持たない理由の一つとして若い世代を中心に「家が狭いから」という理由が挙げられており、また、子育て支援の現場からも子育て世代の居住環境の改善を求める声があることから、子育てにやさしい住まいの拡充を目指し、住宅支援を強化する必要がある。また子育てに対する不安や負担が大きいことが少子化の要因の一つであることを踏まえ、住宅のハード面の性能向上により子育ての負担の軽減を図る必要がある。

税制においても子育てに対応した住宅へのリフォームを支援することで、子育て世帯の居住環境を改善し、少子化対策を進めていく。

2. 制度の内容

(1) 住宅リフォーム税制の全体像

居住年	必須工事			+	その他工事			控除限度額	住宅借入金等特別控除との併用可否
	対象工事	対象工事限度額	控除率		対象工事	対象工事限度額※2	控除率		
令和6年4月1日～令和7年12月31日 (改正前:～令和6年12月31日)	子育て対応改修	250万円	10%	必須工事の対象工事限度額超過分+その他のリフォーム費用の額	必須工事の標準的な費用相当額と同額までの金額	5%	62.5万円	併用不可	
令和4年1月1日～令和7年12月31日	耐震改修※1	250万円					62.5万円	併用可能※3	
令和4年1月1日～令和7年12月31日	バリアフリー改修	200万円					60万円	併用不可	
令和4年1月1日～令和7年12月31日	省エネ改修	250万円 (350万円)					62.5万円 (67.5万円)		
令和4年1月1日～令和7年12月31日	三世代同居改修	250万円					62.5万円		
令和4年1月1日～令和7年12月31日	耐久性向上 (+耐震改修)	250万円					62.5万円		
令和4年1月1日～令和7年12月31日	耐久性向上 (+省エネ改修)	250万円 (350万円)					62.5万円 (67.5万円)		
令和4年1月1日～令和7年12月31日	耐久性向上 (+耐震改修+省エネ改修)	500万円 (600万円)					75万円 (80万円)		

※()は太陽光発電を設置する場合の限度額となる。

※1 昭和56年5月31日以前に建築された建物のみ対象となる。

※2 最大対象工事限度額は、必須工事と合わせて1,000万円が限度となる。

※3 要耐震改修住宅に係る住宅借入金等特別控除の特例との併用はできない。

2. 制度の内容

(2) 既存住宅に係る子育て対応改修工事をした場合の所得税額の特別控除

①内容

特例対象個人が、その者の所有する居住用の家屋について一定の子育て対応改修工事をして、居住の用に供した場合には、一定の金額をその年分の所得税額から控除する。

②特例対象個人(以下のいずれかに該当する者)

- ・年齢40歳未満であって配偶者を有する者
- ・年齢40歳以上であって年齢40歳未満の配偶者を有する者
- ・年齢19歳未満の扶養親族を有する者

※年齢又は配偶者若しくは扶養親族に該当するかどうかの判定は、12月31日(これらの方が年の途中で死亡した場合には、その死亡の時)の現状による。

③一定の子育て対応改修工事

- ・住宅内における子どもの事故を防止するための工事
- ・対面式キッチンへの交換工事
- ・開口部の防犯性を高める工事
- ・収納設備を増設する工事
- ・開口部・界壁・床の防音性を高める工事
- ・間取り変更工事(一定のものに限る)

【特例対象個人】以下のいずれかに該当

	本人	家族
1	40歳未満	(年齢問わず)配偶者あり
2	40歳以上	40歳未満の配偶者あり
3	年齢問わず	19歳未満の扶養親族あり

子育てに対応した住宅への 主なリフォームイメージ



転落防止の手すりの設置



可動式間仕切り壁の設置



対面式キッチンへの交換



防音性の高い床への交換

(出典:国土交通省「令和6年度国土交通省税制改正概要」)

2. 制度の内容

④主な適用要件

- ・その年分の合計所得金額が2,000万円以下
- ・家屋の床面積が50㎡以上
- ・子育て対応改修工事に係る標準的な費用の額(その工事等の費用に関し補助金等の交付を受ける場合はその額を控除した額)が50万円を超えるもの

⑤特別控除額

必須工事			その他工事			特別控除 限度額
対象工事	対象工事 限度額	控除率	対象工事	対象工事 限度額※	控除率	
標準的な費用相当額	250万円	10%	必須工事の対象工事限度額超過分+その他のリフォーム費用の額	必須工事の標準的な費用相当額と同額までの金額	5%	62.5万円

※ 最大対象工事限度額は、必須工事と合わせて1,000万円が限度となる。

⑥標準的な費用の額

子育て対応改修工事の標準的な費用の額とは、子育て対応改修工事の種類ごとに単位当たりの標準的な工事費用の額として定められた金額に、その子育て対応改修工事を行った床面積等を乗じて計算した金額をいい、増改築等工事証明書において確認することができる。

2. 制度の内容

子育て対応改修工事の標準的な費用の額（令和6年国土交通省告示第304号）

子育て対応改修工事の内容		単位あたりの金額	単位	
①住宅内における子どもの事故を防止するために行う工事	(イ) 壁又は柱の出隅を子どもの衝突による事故の防止に資する構造のものに改良する工事	11,000円	当該工事の箇所数	
	(ロ) 床仕上げ材を子どもの転倒による事故の防止に資する構造のものに改良する工事	衝撃緩和型畳床への取り替え	8,300円	当該工事の施工面積 (単位㎡)
		クッションフロアへの取り替え	7,000円	当該工事の施工面積 (単位㎡)
	(ハ) 転落防止のための手すりを取り付ける工事	バルコニーへの取り付け	13,500円	当該手すりの長さ (単位m)
		2階以上の窓への取り付け	20,300円	当該手すりの本数 (単位本)
		廊下又は階段への取り付け	36,300円	当該手すりの長さ (単位m)
	(二) 室内ドアを子どもの指の挟み込みによる事故の防止に資する構造のものに取り替える工事	104,500円	当該工事の箇所数	
	(ホ) チャイルドフェンスを取り付ける工事	造作工事	115,000円	当該工事の箇所数
		既製品の取り付け	15,000円	当該工事の箇所数
	(ハ) コンセントを乳幼児の感電による事故の防止に資するものに取り替える工事	シャッター付きコンセント	4,000円	当該工事の箇所数
乳児の手が届かない高さへの移設		7,100円	当該工事の箇所数	
②対面式キッチンに取り替える工事		1,477,200円	当該工事の箇所数	
③開口部を侵入防止対策上有効な措置が講じられたものとする工事	(イ) 玄関ドアの取り替え	396,500円	当該工事の箇所数	
	(ロ) サッシ及びガラスの取り替え	57,400円	当該開口部の面積 (単位㎡)	
	(ハ) 面格子の取り付け	55,400円	当該工事の箇所数	
④棚その他の収納設備を増設する工事		163,900円	当該収納設備の水平 投影面積(単位㎡)	
⑤開口部、界壁又は界床の防音性を高める工事	(イ) 窓の工事	52,400円	当該窓の面積 (単位㎡)	
	(ロ) 界壁の工事	17,400円	当該工事の施工面積 (単位㎡)	
	(ハ) 界床の工事	39,900円	当該工事の施工面積 (単位㎡)	

2. 制度の内容

子育て対応改修工事の標準的な費用の額（令和6年国土交通省告示第304号）

子育て対応改修工事の内容		単位あたりの金額	単位	
⑥以下の間取り変更工事 ・子ども部屋の増設 ・水回りの近接 ・子どもを見守りやすい間取りへの変更	(イ) 間仕切壁の設置又は解体のみを行う工事	159,400円	当該工事の箇所数	
	(ロ) 間仕切壁の設置又は解体以外の修繕又は模様替を伴う工事	—	26,800円	当該工事の施工面積 (単位㎡)
		⑥(ロ)と併せて行う調理室の位置を変更する工事	1,346,900円	—
		⑥(ロ)と併せて行う浴室の位置を変更する工事	971,100円	—
		⑥(ロ)と併せて行う便所の位置を変更する工事	402,100円	—
		⑥(ロ)と併せて行う洗面所の位置を変更する工事	481,200円	—

※ 「標準的な費用の額」とは、上の表の子育て対応改修工事項目に応じ、「単位あたりの金額」に「単位」を乗じたものの合計額をいう。

※ 上記①～⑥のいずれかに該当する工事で、補助金等の額を控除した後の標準的な費用の額が50万円を超えるものが対象となる。

※ 上の表の金額は、子育て対応改修工事をした家屋に、令和6年4月1日から令和6年12月31日までに居住の用に供した場合の数値となる。

3. 改正の内容

既存住宅に係る子育て対応改修工事をした場合の所得税額の特別控除について、適用期限が2025(令和7)年12月31日まで1年間延長される。

4. 適用時期

既存住宅に係る子育て対応改修工事をした場合の所得税額の特別控除については、特例対象個人が一定の子育て対応改修工事をして、2025(令和7)年1月1日から同年12月31日までの間に居住の用に供した場合を適用対象とされる。

5. 参考 住宅リフォーム税制の一覧

【延長】子育て対応改修工事	居住年	必須工事 限度額	控除率	その他工事 限度額	控除率	控除限度額
	令和6年4月～令和7年12月	250万円	10%	750万円	5%	62.5万円
耐震改修工事	居住年	必須工事 限度額	控除率	その他工事 限度額	控除率	控除限度額
	令和4年1月～令和7年12月	250万円	10%	750万円	5%	62.5万円
バリアフリー改修工事	居住年	必須工事 限度額	控除率	その他工事 限度額	控除率	控除限度額
	令和4年1月～令和7年12月	200万円	10%	800万円	5%	60万円
省エネ改修工事	居住年	必須工事 限度額	控除率	その他工事 限度額	控除率	控除限度額
	令和4年1月～令和7年12月	250万円(350万円)	10%	750万円(650万円)	5%	62.5万円(67.5万円)
三世帯同居改修工事	居住年	必須工事 限度額	控除率	その他工事 限度額	控除率	控除限度額
	令和4年1月～令和7年12月	250万円	10%	750万円	5%	62.5万円
耐久性向上改修工事 (+耐震改修工事)	居住年	必須工事 限度額	控除率	その他工事 限度額	控除率	控除限度額
	令和4年1月～令和7年12月	250万円	10%	750万円	5%	62.5万円
耐久性向上改修工事 (+省エネ改修工事)	居住年	必須工事 限度額	控除率	その他工事 限度額	控除率	控除限度額
	令和4年1月～令和7年12月	250万円(350万円)	10%	750万円(650万円)	5%	62.5万円(67.5万円)
耐久性向上改修工事 (+耐震改修工事+省エネ改修工事)	居住年	必須工事 限度額	控除率	その他工事 限度額	控除率	控除限度額
	令和4年1月～令和7年12月	500万円(600万円)	10%	500万円(400万円)	5%	75万円(80万円)

※()は太陽光発電を設置する場合の限度額となる。

※いずれの工事も、自己資金により取得等をして、ローンにより取得等をして適用可能。